平成２１年（フ）第２７７号
愛知県稲沢市小沢２丁目19番２―301号
債務者　馬渡　信弘
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８８号
兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋301番地９
債務者　小川　隆之
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１１０号
兵庫県小野市粟生町657番地の１
債務者　河島　秋子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２０年（フ）第５８８号
香川県高松市茜町９番33号
債務者　松本　洋美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１６６４号
名古屋市西区城西５丁目４番９号　キャッスルウエスト101号
債務者　時遊館こと天花こと　酒井美津子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９６６号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２―５号棟203号室
債務者　服部　利恵
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０６６号
愛知県半田市青山４丁目７番地の20　サンエクセルＡ棟105号
債務者　竹内　武良
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２号
北海道中川郡本別町北４丁目６番地９
債務者　高嶋　正宏
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
北海道河西郡芽室町西４条３丁目１番地１公営住宅ロ―251
債務者　上鹿渡俊幸
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
北海道帯広市西20条南２丁目40番10号　コーポラスＭＹ・Ｔ402
債務者　小野　直人
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
北海道帯広市西18条南５丁目54番地18　コンティニュー202
債務者　矢萩美穂律
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
北海道帯広市西16条南４丁目２番10号
債務者　天間　浩美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
北海道帯広市南町南７線28番地84　ミワハイツ２―１号、破産・免責申立時の住所北海道帯広市西９条南28丁目11番地
債務者　高成　祐子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
北海道帯広市西17条南３丁目47番16号　ヴェルデュール柏林台305号室
債務者　吉田　将志
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
北海道帯広市西18条南３丁目52番20号　コーポ波多野101号室、住民票上の住所北海道釧路市武佐２丁目25番10号
債務者　井上恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
北海道河西郡芽室町西４条９丁目４番地　公営住宅８―８号
債務者　山谷　博美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
北海道帯広市南の森東２丁目12番地５
債務者　坪川　直行
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係